

6月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和5年6月15日

5月下旬に受診券を
送付しています

～自己負担500円で健康チェック～

年に1度の**特定健診**を！

特定健診は、高血圧症や糖尿病、慢性腎臓病などの生活習慣病の早期発見・予防に役立つ大切な健診です。お届けしている受診券に同封の案内チラシをご確認いただきぜひ今年も受診ください。

期間

令和5年
6月1日～2月29日

※昭和23年10月1日～昭和24年2月28日生の人は
誕生日の前日まで

場所

各実施医療機関

期間の終盤は医療機関が混雑します。

ぜひ早めの受診を！

費用

500円

<対象者・問い合わせ先>

特定健康診査について

保険年金課 給付係
☎53-1643



- ・大和郡山市国民健康保険に加入している人
- ・誕生日が 昭和23年10月1日～昭和59年3月31日の人

後期高齢者健診について

保健センター「さんて郡山」
☎58-3333

- ・誕生日が 昭和23年9月30日以前の人
- ・65～74歳の人で一定の障害があると認定された人

→ 後期高齢者医療被保険者の人

詳しくは保健センター
「さんて郡山」より
届く通知をご確認
ください。

上記以外の保険証をお持ちの人は、ご加入の医療保険者にお尋ねください。

～国民健康保険税 納税通知書を送付します～

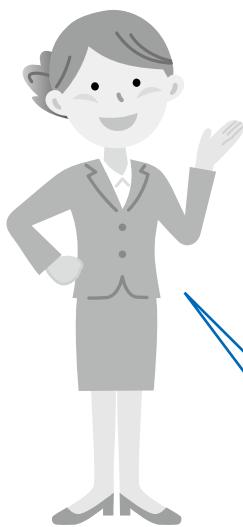
令和5年度 国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送付します。

世帯主宛に送付します。

国民健康保険では、保険税の納税義務者は世帯主となります。世帯主が国民健康保険被保険者でない場合でも、世帯に国民健康保険被保険者がいれば世帯主宛に納税通知書が送られます。ただし、保険税額は被保険者のみで計算します。

納期は年8回です。

- 通常、1年間(4月～翌年3月)分の税額を8回の納期で納めていただきます。



令和5年度												
令和5年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
↓												
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期				
納期限	令和5年 7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末			令和6年 1月末	2月末		

※納期限が、土・日曜・祝日・休日の場合は、翌日が納期限となります。

1回が1ヶ月分とはなりませんので、ご注意ください。

- 特別徴収(年金からの天引き)の世帯は、年金受給月の年6回となります。

申告はお済みですか？

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得、人数に応じて計算します。5月下旬～6月初旬に国民健康保険税申告書が届いた人で、申告がまだお済みでない場合は至急申告書を必ずご提出ください。

国民健康保険税 申告書

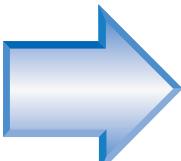
スマホ決済 で、ご自宅から納付ができるようになりました。

スマホ決済とは、お使いのスマホ等で対象アプリを利用することにより、24時間どこからでも簡単に納付ができるサービスのことです。

※令和4年度以降に交付された納付書のみ、対応しております。

※スマホ決済では、領収証書は発行されません。

詳しくはこちちら！



非自発的失業者を対象とした国民健康保険税の軽減措置について

倒産・解雇等の事業主都合による離職（雇用保険の特定受給資格者）や、雇い止めなどにより離職（雇用保険の特定理由離職者）し、国民健康保険に加入されている人を対象に、国民健康保険税の軽減申請を受付しています。

対象となる人

次のすべての条件を満たす人が対象です。

- 1 離職時点で65歳未満であること。
- 2 雇用保険受給資格者証を持っていること。
- 3 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが右記のいずれかであること。

離職者区分	離職理由コード
特定受給資格者	11, 12, 21, 22, 31, 32
特定理由離職者	23, 33, 34

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号	2. 氏名		
3. 被保険者番号	4. 令和5年離職年齢	5. 生年月日	6. 求職番号
7. 住所又は居所			
8. お預り金額			
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付割合	
16. 求職申込年月日	17. 認定年月日	18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額	20. 所定期間	21. 通算被保険者期間	
22. 薩摩前半支給所名			
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡回、市町村)		
※記入欄 受取所連絡メッセージ 受取所連絡メッセージ 受取公印 受取所連絡メッセージ 受取所連絡メッセージ 電話番号			
交付年月日 センター 公共職場受給制度実施 新規印			
折り曲げ紙			

軽減内容

保険税の所得割を算定する際、対象となる人の前年所得の給与所得を30／100として算定します。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間の保険税が軽減されます。

(例)離職日が令和5年3月31日の場合、保険税の軽減は令和5・6年度分(令和7年3月まで)となります。

申請方法

保険証、雇用保険受給資格者証および印鑑を持参し、軽減適用申請書を保険年金課へ提出してください。その際、雇用保険受給資格者証の写しをいただきます。

※雇用保険受給資格者証がないと申請できませんので、紛失しないようにしてください。紛失した場合の再発行はハローワークにお問い合わせください。

※この軽減制度に該当されない場合でも、大和郡山市の条例による減免制度の対象となる場合もあります。

節目年齢の方に受診費用 500円をキャッシュバックします

節目年齢(下記の生年月日)該当者に特定健診を受診いただいた場合は後日健診費用の500円を指定口座にお振り込みさせていただきます。

- ・受診日当日に医療機関への500円の支払は必要です。
- ・受診後、結果データが市役所に届くまでおよそ2~3カ月を要します。結果データを確認後、節目年齢該当者のご自宅に口座確認用紙を送付いたしますのでご返送ください。
(ご返送いただけない場合はキャッシュバックができませんのでご注意ください)

令和5年度キャッシュバック該当生年月日

40歳 S57.4.2 ~ S58.4.1

50歳 S47.4.2 ~ S48.4.1

60歳 S37.4.2 ~ S38.4.1

70歳 S27.4.2 ~ S28.4.1

※4月1日時点での年齢で判定となります。
受診日時点の年齢ではありませんのでご注意ください。



特定健診ってどんなことするの?

検査項目	検査の内容・検査結果からわかること	
問 診	食事や運動などの生活習慣の状況について記入します	
身体測定	身長と体重から、肥満の程度を算出します $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$	
腹 囲	「内臓脂肪の蓄積」を判定する目安になります	
血圧測定	高血圧が続くと、血管が傷つきやすくなります	
尿 検 査	尿糖	糖尿病などで血糖値が高くなりすぎると、尿に糖がもれ出でてきます
	尿タンパク	腎臓などの異常がある場合に尿にタンパクがもれでてきます
血液検査	GOT	GOTとGPTの数値を比較することで、肝臓の病気の種類が推測しやすくなります
	GPT	
	r-GTP	アルコールによる肝機能障害があると、急激に上昇します
	中性脂肪	過剰な飲食で増えすぎると、肥満の原因になります
	HDLコレステロール	血液中に悪玉(LDL)コレステロールが増加するのを防ぐ役割を果たします
	LDLコレステロール	増加しすぎると、血管を詰まらせ、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こします
	空腹時血糖	血液の中の糖を測定する検査
	ヘモグロビンA1c	ヘモグロビンA1cは、過去1~2ヶ月間の平均的な血糖値がわかります
	血清クレアチニン	腎臓の働きが低下していないかどうかがわかります
	尿酸	痛風や尿路結石などのリスクがわかります
心 電 図	eGFR	腎臓の機能を評価する指標になります
	不整脈、冠状動脈の様子などが推測できます	
	貧血検査	血液中の赤血球や血色素量などを調べます
診 察	問診票や身長・体重・血圧、心電図などの結果をもとに、医師が総合的な診断を行います	